管辖	適用法規	容器名称	定義	詳細	検査		保安検査 (検査員立会)		自主検査	設置届	取扱資格
					種類	管轄	頻度	管轄			
厚生労働省	労働安全衛生法		大気圧における沸点を超える温 度の液体(飽和液)を保有する 容器		材料・溶接・構造検査	労働局	年に一度	労働基準監督署担当者(主にポイラ協会)	月に一度		「普通第一種圧力容器取扱作業主任者 技術技能講習修了者」または、「二級 ポイラー技士」以上の資格保有者
					落成検査	設置県の労働基準監督署					
		小型圧力容器		PV値が0.02以下の容器	構造検査	ボイラ協会	-	-	年に一度	-	-
		第二種圧力容器	容器内の圧力が、ゲージ圧(圧 力計が示す圧力で大気圧を0と する)で0.2MPa以上の容器(気 体を保有する容器)		構造検査	ポイラ協会	-	-	年に一度	-	-
経済産業省	高圧ガス保安法	高圧ガス特定設備	容器内圧力が、ゲージ圧(圧力 計が示す圧力で大気圧を0とす る)で1MPa以上の容器	-	設計・材料・溶接・構造・複合検査	高圧ガス保安協会 設置県庁担当者	設備仕様による	設置県庁担当者	年に一度	要	設備仕様による
なし	なし	その他簡易圧力容器	上記に該当しない容器	PV値が0.004以下内容積 0.04m³(40L)未満圧力 0.2MPa未満の容器	-	-	-	-	-	-	-